

都市部に潜む「司法アクセス」 問題とその先の課題

法テラス多摩法律事務所



東京弁護士会会員

長谷川 翼

Hasegawa, Tsunaba

第1 法テラス多摩法律事務所の役割

1 刑事弁護の担い手として

法テラス多摩法律事務所は、東京都立川市という、多摩地域の都市部に設置された法律事務所です。現在、5名のスタッフ弁護士が所属しています。

当事務所は、被疑者国選制度が始まる際、多摩地域の刑事弁護の担い手としての役割を期待され、設置されました。このような経緯から、当事務所に所属するスタッフ弁護士は、弁護士会多摩支部との間で覚書を締結しており、被疑者・被告人・裁判員裁判対象事件の国選弁護について優先的に配点を受けています。これらに加えて、当番弁護士名簿等にも掲載されていることから、当事務所のスタッフ弁護士は、常時10件前後、年間30～50件ほどの刑事事件を受任しています。

2 「もっと早く出会えていれば…」

多摩に赴任後、多くの刑事事件を受任し、アクリル板越しに依頼者のお話を聞く中で、私は、ある思いを抱くようになりました。それは、「もっと早く出会えていれば…」という思いです。

第2 都市部にも潜む「司法アクセス」の問題

1 Aさんの話

Aさんは、40代の男性です。Aさんは、高校中退後、飲食店で働

いてきました。結婚をして、マイホームも購入しました。

しかし、あるとき、Aさんは、周りの人が自分の悪口を言うように感じ始めました。人と会うことが怖くなり、外出できなくなりました。仕事に行くことができなくなりました。病院にも行くことができませんでした。離婚をして、マイホームも手放しました。

その後、Aさんはアパートを借り、貯金を崩して生活していました。貯金が底をつくと借金をして生活費にあてていました。しかし、すぐに借金の返済は滞り、家賃の支払いも遅れるようになりました。Aさんは、家からの立退きを求められるようになりました。

立退きの期限の日、Aさんは、わずかな荷物だけを持ち、家を出ました。その後、Aさんは強盗に入りました。

Aさんには何らかの精神障害がある疑いがありました。

2 弁護士との間の「壁」

もし、貯金が底をついたときや、家から立退きを求められたとき、Aさんが弁護士に相談できていれば、Aさんが強盗に入ることはなかったかもしれません。しかし、外出できない状態にあったAさんが、弁護士に相談に行くことはできませんでした。Aさんと弁護士との間には、精神障害という

「壁」がありました。

この弁護士との間の「壁」の問題こそが、弁護士が多くいる都市部にも潜む「司法アクセス」の問題です。

3 「壁」を構成する様々な事情

「壁」となり得るのは、障害だけではありません。あるときは、高齢や病気かもしれません。あるときは、貧困、言葉や文化の違いかもしれません。またあるときは、敷居が高いという弁護士に対するイメージかもしれません。そして、これらの「壁」に阻まれ、弁護士に出会えなかった方の一部が、刑事事件の依頼者となってしまっている現実があります。

このような都市部にも潜む「司法アクセス」の問題の解消のため、私たちスタッフ弁護士が配置されています。

第3 もっと早く弁護士と出会うために

1 人のつながりで「壁」を乗り越える

法テラス多摩法律事務所に赴任後、私は、多摩地域の役所や地域包括支援センター、社会福祉協議会等、周囲の支援者との連携を進めてきました。それは、自ら弁護士にアクセスすることが困難な依頼者であっても、周囲の支援者が依頼者の抱えている問題に気づき、支援者を通じて、弁護士につ

ながることが多くあるからです。

2 支援者を支援する

このように支援者を通じて依頼者に出会うためには、まずは支援者に法律相談の必要性に気付いてもらうことが必要です。そのため、当事務所では、支援者主催の事例検討会やケース会議に参加したり、支援者を対象とした研修会の講師や法テラスの業務説明などの講演活動を行ったりしています。

これらの活動の結果、自ら弁護士にアクセスすることが困難な方の依頼を受けることができるようになりつつあります。現在では、私の受任している事件の依頼者のうち、半数以上は何らかの支援が必要な障害(疑いも含む。)のある方です。また、3分の1ほどは、病院や施設、自宅などへ出張して相談や打合せを行う必要のある方です。

第4 弁護士に出会うだけで十分なのか

1 Bさんの話

Bさんは、高校を卒業後、自動車工場で働いていました。しかし、工場が閉鎖になり仕事を失った後は、なかなか次の仕事が見つかりませんでした。そのため、Bさんは両親から援助を受けて生活していました。両親の財産が底をつく、Bさんは、両親から「自立してくれ。」と言われるようになりました。Bさんは、実家を出ることにしました。しかし、その後、お金がなくなり困ったBさんは、生活保護を受給し始めました。その際、担当のケースワーカーが、Bさんに借金があることに気付き、法律相談を受けることになりました。相談後、私は、Bさんから債務整理の依頼を受けることになりました。

2 「壁」の先にある課題

ケースワーカーという人のつながりて「壁」を乗り越え、Bさん

は弁護士にアクセスすることができました。しかし、これだけではBさんの抱える問題は解決できませんでした。

債務整理を受任した後、Bさんには、軽度の知的障害があることがわかりました。借金をしてしまった原因にも、知的障害の影響がありました。これらを踏まえ、今後の金銭管理の方法や、就労先、居住先をどうするのかなど、Bさんが生活をしていくにあたって対処すべき問題は、債務整理以外にもありました。そして、私が解決することができるのは、これらの問題の一部だけでした。

このように、依頼者の抱える複合的な問題を解決するためにも、弁護士が支援者と連携をして対処することが求められています。

第5 複合的な問題の解決のために

1 支援者と連携することの2つの目的

支援者と連携をすることには、①弁護士に出会うためと、②依頼者の抱える複合的な問題の解決のためという2つの目的があります。①については、行政機関以外にも、病院の医療ソーシャルワーカーや施設職員、NPO職員等、

様々な支援者を経由して依頼を受けるようになりました。しかし、②に関しては、現在、試行錯誤中です。

2 複合的な問題の解決スキームの構築へ

②については、現在、生活困窮者自立支援制度を活用した問題解決スキームの構築を目指しています。例えば、軽度知的障害のある依頼者の破産事件では、債務の整理と並行して、依頼者には同制度の家計相談を通じて、クレジットカードの仕組みや家計管理の方法を理解していただき、適切な支援を受けつつ、自分で家計管理をすることを目指す、という取組を行っています。

現在、このような取組は、特定の自治体との間でのみ行われています。今後は、このような取組を多摩地域全体に広げ、複合的な問題の解決スキームを構築できるよう活動していきます。



法テラス多摩法律事務所のスタッフ弁護士

まったく心配していません

長谷川君の養成事務所は、都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所でした。事務所との最初の出会いは、エクスターン生として長谷川君を受け入れたときでした。様々な困難事件を目の当たりにしてもらったのに加え、一部所員が取り組んでいた学習支援活動にも積極的にかかわってくれました。

弁護士登録後、喜怒哀楽を隠すことなく真摯にそれぞれの事件に取り組む長谷川君の姿は、とても印象的です。私自身も元スタッフ弁護士で、また、養成事務所も同じです。私は、当時の指導担当(同様に元スタッフ弁護士です。)の言葉を思い出しながら、長谷川君にもアドバイスをするようにしていました。このようにして、脈々とスタッフ弁護士の精神を受け継いでいくことも、養成事務所の大きな役割だと思っています。

長谷川君の活動には今でもとても刺激を受けています。これからも、切磋琢磨してお互いに頑張っていきましょう!

From 飯田 健太郎(東京弁護士会会員)